

昭和二十二年法律第二百三十三号

食品衛生法

目次

第一章 総則（第一条—第四条）	第二章 食品及び添加物（第五条—第十四条）
第三章 器具及び容器包装（第十五条—第十八条）	第四章 表示及び広告（第十九条・第二十条）
第五章 食品添加物公定書（第二十一条）	第六章 監視指導（第二十二条の二—第二十四条）
第七章 檢査（第二十五条—第三十条）	第八章 登録検査機関（第三十一条—第四十七条）
第九章 営業（第四十八条—第六十一条）	第十章 雜則（第六十二条—第八十条）
第十一章 罰則（第八十一条—第八十九条）	附則

第一章 総則

第一条 この法律は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もつて国民の健康の保護を図ることを目的とする。

第二条 国、都道府県、地域保健法（昭和二十二年法律第一百一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）及び特別区は、教育活動及び広報活動を通じた食品衛生に関する正しい知識の普及、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供、食品衛生に関する研究の推進、食品衛生に関する検査の能力の向上並びに食品衛生の向上にかかる人材の養成及び資質の向上を図るために必要な措置を講じなければならない。

国、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、食品衛生に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに研究並びに輸入される食品、添加物、器具及び容器包装についての食品衛生に関する検査の実施を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するために必要な措置を講ずるとともに、都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」といふ。）に対し前一項の責務が十分に果たされるよう必要かつて必要な技術的援助を与えるものとする。

第二章 食品及び添加物

食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生の防止に必要な限度において、当該食品等事業者に対する販売食品等又はその原材料の販売を行った者の名称その他必要な情報に関する記録を作成し、これを保存するよう努めなければならない。

食品等事業者は、販売食品等に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため、前項に規定する記録の国、都道府県等への提供、食品衛生上の危害の原因となつた販売食品等の廃棄その他の必要な措置を適確かつ迅速に講ずるよう努めなければならない。

第四条 この法律で食品とは、全ての飲食物をいふ。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十年法律第一百四十五号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品は、これを含まない。

この法律で添加物とは、食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によつて使用する物をいう。

この法律で器具とは、飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取の用に供される機械、器具その他の物は、これを含まない。

器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することを営む人若しくは法人又は学校、病院その他の施設において継続的に不特定若しくは多数の者に食品を供与する人若しくは法人をいう。以下同じ。）は、その採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装（以下「販売食品等」という。）については、自らの責任においてそれらの安全性を確保するため、販売食品等の安全性の確保に関する知識及び技術の習得、販売食品等の原材料の安全性の確保、販売食品等の自主検査の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

この法律で營業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は、これを含まない。

この法律で營業者とは、營業を営む人又は法人をいう。

この法律で登録検査機関とは、第三十三条第一項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた法人をいう。

第五条 販売（不特定又は多数の者に対する販売以外の授与を含む。以下同じ。）の用に供する食品又は添加物の採取、製造、加工、使用、調理、貯蔵、運搬、陳列及び授受は、清潔で衛生的に行わなければならぬ。

第六条 次に掲げる食品又は添加物は、これを販売し（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。）、又は販売の用に供するため、採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。

一 腐敗し、若しくは変敗したもの又は未熟であるものの、ただし、一般に人の健康を損なうおそれのがなく、飲食に適すると認められているものは、この限りでない。

二 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの。ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。

三 病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの。

この法律で器具とは、飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、

貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいう。

この法律で器具とは、動植物から得られた物又はその混合物で、食品の着香の目的で使

用される添加物をいう。

この法律で器具とは、飲食器、割ぼう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、

貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいう。

この法律で器具とは、動植物から得られた物又はその混合物で、食品の着香の目的で使

用される添加物をいう。</

ある旨の情報を得た場合は、当該情報を、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下「都道府県知事等」という。）に届け出なければならない。

都道府県知事等は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

医師、歯科医師、薬剤師その他の関係者は、指定成分等の摂取によるものと疑われる人の健康に係る被害の把握に努めるとともに、都道府県知事等が、食品衛生上の危害の発生を防止するため指定成分等の摂取によるものと疑われる人の健康に係る被害に関する調査を行う場合において、当該調査に関し必要な協力を要請されたときは、当該要請に応じ、当該被害に関する情報の提供その他必要な協力をするよう努めなければならない。

第九条 厚生労働大臣は、特定の国若しくは地域において採取され、製造され、加工され、調理され、若しくは貯蔵され、又は特定の者により採取され、製造され、加工され、調理され、若しくは貯蔵される特定の食品又は添加物について、第二十六条第一項から第三項まで又は第十八条第一項の規定による検査の結果次に掲げる食品又は添加物に該当するものが相当数発見されたこと、生産地における食品衛生上の管理の状況その他の厚生労働省令で定める事由からみて次に掲げる食品又は添加物に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、厚生科学審議会の意見を聽いて、当該特定の食品又は添加物を販売し、輸入し、加工し、使用し、若しくは調理することを禁止することができる。

一 第六条各号に掲げる食品又は添加物

二 第十二条に規定する食品

三 第十三条第一項の規定により定められた規格に合わない食品又は添加物

四 第十三条第一項の規定により定められた基準に合わない方法により添加物を使用した

五 第十三条第三項に規定する食品

厚生労働大臣は、前項の規定による禁止をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

厚生労働大臣は、第一項の規定による禁止をした場合において、当該禁止に関する利害関係を有する者の申請に基づき、又は必要に応じ、厚生労働省令で定めるところにより、当該禁止に係る特定の食品又は添加物に起因する食品衛生上の危害が発生するおそれがないと認めたときは、又は前項の規定による禁止の全部若しくは一部を解除するものとする。

厚生労働大臣は、第一項の規定による禁止をしたとき、又は前項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしたときは、官報で告示するものとする。

第十一条 第一号若しくは第三号に掲げる疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、第一号若しくは第三号に掲げる異常があり、又はへい死した獸畜（と畜場法（昭和二十八年法律第百四号）第三条第一項に規定する獸畜及び厚生労働省令で定めるその他の物をいう。以下同じ。）の肉、骨、乳、臓器及び血液又は第二号若しくは第三号に掲げる疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、第二号若しくは第三号に掲げる異常があり、又はへい死した家きん（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二条第一号に規定する食鳥及び厚生労働省令で定めるその他の物をいう。以下同じ。）の肉、骨及び臓器は、厚生労働省令で定める場合を除き、これを食品として販売し、又は食品として販売の用に供するために、採取し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。ただし、へい死した獸畜又は家きんの肉、骨及び臓器であつて、当該職員が、人の健康を損なうおそれの程度であると認めるときは、厚生科学審議会の意見を聽いて、当該特定の食品又は添加物を販売し、輸入し、加工し、使用し、若しくは調理することを禁止することができる。

一 第六条各号に掲げる食品又は添加物

二 第十二条に規定する食品

三 第十三条第一項の規定により定められた規格に合わない食品又は添加物

四 第十三条第一項の規定により定められた基準に合わない方法により添加物を使用した

厚生労働大臣は、前項の規定による禁止をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

厚生労働大臣は、第一項の規定による禁止をした場合において、当該禁止に関する利害関係を有する者の申請に基づき、又は必要に応じ、厚生労働省令で定めるところにより、当該禁止に係る特定の食品又は添加物に起因する食品衛生上の危害が発生するおそれがないと認めたときは、又は前項の規定による禁止の全部若しくは一部を解除するものとする。

厚生労働大臣は、第一項の規定による禁止をしたとき、又は前項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしたときは、官報で告示するものとする。

第十二条 第一号若しくは第三号に掲げる疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、第一号若しくは第三号に掲げる異常があり、又はへい死した獸畜（と畜場法（昭和二十八年法律第百四号）第三条第一項に規定する獸畜及び厚生労働省令で定めるその他の物をいう。以下同じ。）の肉、骨、乳、臓器及び血液又は第二号若しくは第三号に掲げる疾病にかかり、若しくはその疑いがあり、第二号若しくは第三号に掲げる異常があり、又はへい死した家きん（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）第二条第一号に規定する食鳥及び厚生労働省令で定めるその他の物をいう。以下同じ。）の肉、骨及び臓器は、厚生労働省令で定める場合を除き、これを食品として販売し、又は食品として販売の用に供するために、採取し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。ただし、へい死した獸畜又は家きんの肉、骨及び臓器であつて、当該職員が、人の健康を損なうおそれの程度であると認めるときは、厚生科学審議会の意見を聽いて、当該特定の食品又は添加物を販売し、輸入し、加工し、使用し、若しくは調理することを禁止することができる。

一 第六条各号に掲げる食品又は添加物

二 第十二条に規定する食品

三 第十三条第一項の規定により定められた規格に合わない食品又は添加物

四 第十三条第一項の規定により定められた基準に合わない方法により添加物を使用した

厚生労働大臣は、前項の規定による禁止をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

厚生労働大臣は、第一項の規定による禁止をした場合において、当該禁止に関する利害関係を有する者の申請に基づき、又は必要に応じ、厚生労働省令で定めるところにより、当該禁止に係る特定の食品又は添加物に起因する食品衛生上の危害が発生するおそれがないと認めたときは、又は前項の規定による禁止の全部若しくは一部を解除するものとする。

厚生労働大臣は、第一項の規定による禁止をしたとき、又は前項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしたときは、官報で告示するものとする。

第十三条 内閣総理大臣は、公衆衛生の見地から、食品衛生基準審議会の意見を聽いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準

(以下この条において「動物用再生医療等製品」という。)が使用された対象動物(同法第八十三条第一項の規定により読み替えられた同法第十四条第二項第三号ロに規定する対象動物をいう。)の肉、乳その他の生産物について食用に供することができる範囲を定めるときその他必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、農薬等の成分又は動物用再生医療等製品の構成細胞、導入遺伝子その他内閣府令で定めるものに関する資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

第三章 器具及び容器包装

第十五条 営業上使用する器具及び容器包装は、清潔で衛生的でなければならない。

第十六条 有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着して人の健康を損なうおそれがある器具若しくは容器包装又は食品若しくは添加物に接触してこれらに有害な影響を与えることにより人の健康を損なうおそれがある器具若しくは容器包装は、これを販売し、販売の用に供するため製造し、若しくは輸入し、又は営業上使用してはならない。

の他の地域の実情を勘案して定められなければならない。

都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、厚生労働省令・内閣府令で定めるところにより、厚生労働大臣及び内閣総理大臣に報告しなければならない。

都道府県知事等は、都道府県等食品衛生監視指導計画の実施の状況について、厚生労働省令・内閣府令で定めるところにより、公表しなければならない。

第七章 検査

第二十五条 第十二条第一項の規定により規格が定められた食品若しくは添加物又は第十八条第一項の規定により規格が定められた器具若しくは容器包装であつて政令で定めるものは、政令で定める区分に従い厚生労働大臣若しくは都道府県知事又は登録検査機関の行う検査を受け、これに合格したものとして厚生労働省令で定める表示が付されたものでなければ、販売し、販売の用に供するために陳列し、又は営業上使用してはならない。

前項の規定による厚生労働大臣又は登録検査機関の行う検査を受けようとする者は、検査に要する実費の額を考慮して、厚生労働大臣の行う検査にあつては厚生労働大臣が定める額の、登録検査機関の行う検査にあつては当該登録検査機関が厚生労働大臣の認可を受けて定める額の手数料を納めなければならない。

前項の手数料は、厚生労働大臣の行う検査を受けようとする者の納付するものについては国庫の、登録検査機関の行う検査を受けようとする者の納付するものについては当該登録検査機関の収入とする。前項に定めるもののほか、第一項の検査及び当該検査に合格した場合の措置に關し必要な事項は、政令で定める。

第一項の検査の結果については、審査請求をすることができない。

第二十六条 都道府県知事は、次の各号に掲げる食品、添加物、器具又は容器包装を見出した場合において、これらを製造し、又は加工した者との検査の能力等からみて、その者が製造し、又は加工する食品、添加物、器具又は容器包装がその後引き続き当該各号に掲げる食品、添加物、器具又は容器包装に該当するおそれがある。

り、食品衛生上の危害の発生を防止するため必

要があると認めるときは、政令で定める要件及び手続に従い、その者に對し、当該食品、添加物、器具又は容器包装について、当該都道府県知事又は登録検査機関の行う検査を受けるべきことを命ずることができる。

第六条第二号又は第三号に掲げる食品又は

二 第十三条第一項の規定により定められた規格に合わない食品又は添加物

三 第十三条第一項の規定により定められた基準に合わない方法により添加物を使用した食品

四 第十三条第三項に規定する食品

五 第十六条に規定する器具又は容器包装

六 第十八条第一項の規定により定められた規格に合わない器具又は容器包装

七 第十八条第三項の規定に違反する器具又は容器包装

厚生労働大臣は、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、前項各号に掲げる食品、添加物、器具若しくは容器包装又は第十二条に規定する食品を製造し、又は加工した者が製造し、又は加工した同種の食品、添加物、器具又は容器包装を輸入する者に對し、当該食品、添加物、器具又は容器包装について、厚生労働大臣又は登録検査機関の行う検査を受けるべきことを命ずることができる。

厚生労働大臣は、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、前項各号に掲げる食品、添加物、器具若しくは容器包装又は第十二条に規定する食品を製造し、又は加工した者が製造し、又は加工した同種の食品、添加物、器具又は容器包装を輸入する者に對し、当該食品、添加物、器具又は容器包装について、厚生労働大臣又は登録検査機関の行う検査を受けるべきことを命ずることができる。

厚生労働大臣は、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があると認めるときは、前項各号に掲げる食品、添加物、器具若しくは容器包装又は第十二条に規定する食品に該当するおそれがあると認められる食品、添加物、器具又は容器包装を輸入する者に對し、当該食品、添加物、器具又は容器包装について、厚生労働大臣又は登録検査機関の行う検査を受けるべきことを命ずることができる。

前項の通知であつて登録検査機関がするものは、当該検査を受けるべきことを命じた都道府県知事又は厚生労働大臣を経由してするものとす

第一項から第三項までの規定による厚生労働大臣又は登録検査機関の行う検査を受けようとする者は、検査に要する実費の額を考慮して、厚生労働大臣の行う検査にあつては厚生労働大臣が定める額の、登録検査機関の行う検査にあつては当該登録検査機関が厚生労働大臣の認可を受けて定める額の手数料を納めなければならぬ。

前条第三項から第五項までの規定は、第一項から第三項までの検査について準用する。

第二十七条 販売の用に供し、又は営業上使用する食品、添加物、器具又は容器包装を輸入しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、その都度厚生労働大臣に届け出なければならない。

第二十八条 厚生労働大臣、内閣総理大臣又は都道府県知事等は、必要があると認めるときは、當業者その他の関係者から必要な報告を求め、当該職員に営業の場所、事務所、倉庫その他の場所に臨検し、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装を輸入する食品、添加物、器具若しくは容器包装、営業の施設、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において、販売の用に供し、若しくは営業上使用する食品、添加物、器具若しくは容器包装を無償で取去させることができる。

前項の規定により当該職員に臨検検査又は収去をさせる場合においては、これにその身分を表示する証票を携帯させ、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示させなければならぬ。

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

厚生労働大臣、内閣総理大臣又は都道府県知事等は、第一項の規定により収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に関する事務を登録検査機関に委託することができる。

第二十九条 国及び都道府県は、第二十五条第一項又は第二十六条第一項から第三項までの検査(以下「製品検査」という。)及び前条第一項の規定により収去した食品、添加物、器具又は容器包装の試験に関する事務を行わせるために必要な検査施設を設けなければならない。

都道府県等の食品衛生検査施設に關し必要な事項は、政令で定める。

前項の命令を受けた者は、当該検査を受けるべき結果についての通知を受けた後でなければ、当該検査を受けるべきことを命ずることができる。

前項の命令を受けた者は、当該検査を受けるべき結果についての通知を受けた後でなければ、当該検査を受けるべきことを命ずることができる。

前項の通知であつて登録検査機関がするものは、当該検査を受けるべきことを命じた都道府県知事又は厚生労働大臣を経由してするものとす

第三十条 第二十八条第一項に規定する当該職員の職権及び食品衛生に關する指導の職務を行わせるために、厚生労働大臣、内閣総理大臣又は都道府県知事等は、その職員のうちから食品衛生監視員を命ずるものとする。

都道府県知事等は、その職員のうちから食品衛生監視員に監視指導を行わせなければならぬ。

厚生労働大臣は、指針に従い、その命じた食品衛生監視員に食品、添加物、器具及び容器包装の輸入に係る監視指導を行わせるものとする。

前各項に定めるもののほか、食品衛生監視員の資格その他食品衛生監視員に關し必要な事項は、政令で定める。

厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画の定めるところにより、その命じた食品衛生監視員に食品、添加物、器具及び容器包装の輸入に係る監視指導を行わせるものとする。

内閣総理大臣は、指針に従い、その命じた食品衛生監視員に食品、添加物、器具及び容器包装の表示又は廣告に係る監視指導を行わせるものとする。

厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画の定めるところにより、その命じた食品衛生監視員に食品、添加物、器具及び容器包装の輸入に係る監視指導を行わせるものとする。

都道府県知事等は、その命じた食品衛生監視員に監視指導を行わせなければならぬ。

厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画の定めるところにより、その命じた食品衛生監視員に食品、添加物、器具及び容器包装の輸入に係る監視指導を行わせるものとする。

前各項に定めるもののほか、食品衛生監視員の資格その他食品衛生監視員に關し必要な事項は、政令で定める。

厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画の定めるところにより、その命じた食品衛生監視員に食品、添加物、器具及び容器包装の輸入に係る監視指導を行わせるものとする。

ればならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、厚生労働省令で定める。一、別表の第一欄に掲げる製品検査の種類ごとに、それぞれ同表の第二欄に掲げる機械器具その他の設備を有し、かつ、製品検査は同表の第三欄に掲げる条件に適合する知識経験を有する者が実施し、その人数が同表の第四欄に掲げる数以上であること。

二、次に掲げる製品検査の信頼性の確保のための措置が執られていること。

イ、検査を行う部門に製品検査の種類ごとにそれぞれ専任の管理者を置くこと。

ロ、製品検査の業務の管理及び精度の確保を行ふ専任の部門を置くこと。

ハ、に掲げる文書に記載されたところに従い製品検査の業務の管理及び精度の確保を行ふ専任の部門を置くこと。

三、登録申請者が、第二十五条第一項又は第二十六項から第三項までの規定により製品検査を受けなければならないこととされる食品、添加物、器具又は容器包装を販売し、販売の用に供するために製造し、輸入し、加工し、若しくは陳列し、又は営業上使用する営業者（以下の号及び第三十九条第二項において「受検営業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ、登録申請者が株式会社である場合にあつては、受検営業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）で超えること。

ロ、登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める受検営業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検営業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えてのこと。

ハ、登録申請者の代表権を有する役員が、受検営業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検営業者の役員又は職員であつた者を含む。）であることを超えて行う。

一、登録年月日及び登録番号

二、登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三 登録検査機関が行う製品検査の種類

四 登録検査機関が製品検査を行う事業所の名称及び所在地

五 第三十四条 登録検査機関の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

六 第三十一条から前条までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

七 第三十五条 登録検査機関は、製品検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、製品検査を行わなければならぬ。

八 登録検査機関は、公正に、かつ、厚生労働省令で定める技術上の基準に適合する方法により製品検査を行わなければならぬ。

九 第三十六条 登録検査機関は、製品検査を行う事業所を新たに設置し、廃止し、又はその所在地を変更しようとするときは、その設置し、廃止し、又は変更しようとする日の一月前までに、厚生労働大臣に届け出なければならない。

十 登録検査機関は、第三十三条第二項第一号及び第四号（事業所の名称に係る部分に限る。）に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、同項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の一月前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

十一 第三十七条 登録検査機関は、製品検査の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、製品検査の業務の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

十二 業務規程には、製品検査の実施方法、製品検査に関する手数料、その他の厚生労働省令で定めた事項を定めておかなければならぬ。

十三 厚生労働大臣は、第一項の認可をした業務規程が製品検査の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずること。

十四 第三十八条 登録検査機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、製品検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

十五 第三十九条 登録検査機関は、厚生労働大臣の許可を受けないと認めると、登録検査機関に対する表示若しくは第二十一条第一項の規定による表示若しくは第二十六条第四項の規定による通知の記載が適当でないと認めるときは、当該登録検査機関に対し、製品検査を行うべきこと又は製品検査の方法その他業務の方法の改善に必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

十六 第四十一条 厚生労働大臣は、登録検査機関が第三十三条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

十七 第四十二条 厚生労働大臣は、登録検査機関が第三十五条の規定に違反していると認めるとき、又は登録検査機関が行う製品検査若しくは第二十五条第一項の規定による表示若しくは第二十六条第四項の規定による通知の記載が適当でないと認めるときは、当該登録検査機関に対し、製品検査を行うべきこと又は製品検査の方法その他業務の方法の改善に必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

十八 第四十四条 厚生労働大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

十九 第四十五条 厚生労働大臣は、登録検査機関の登録が効力を失つたとき。

二十 第三十三条第一項の登録をしたとき。

二十一 第三十四条第一項の規定により登録検査機関の登録が効力を失つたとき。

二十二 第三十六条第一項又は第二項の規定による届出があつたとき。

二十三 第三十八条の許可をしたとき。

二十四 第四十三条の規定により登録を取り消し、又は製品検査の業務の停止を命じたとき。

二十五 第四十六条 登録検査機関以外の者は、その行う業務が製品検査であると人を誤認させないようにするための措置を執るべきことを命ずることができる。

二十六 第四十七条 厚生労働大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録検査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に關し報告をさせ、又は当該職員に、登録検査機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

二十七 第二十八条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第八十九条において「財務諸表等」という。を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

受検営業者その他の利害関係人は、登録検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 第三十七条第一項の認可を受けた業務規程に由る限りで製品検査を行つたとき。

四 第三十三条第一項の規定による請求を拒んだとき。

五 正當な理由がないのに第三十九条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

六 不正の手段により第三十三条第一項の登録を受けたとき。

七 第三十九条の規定に違反したとき。

八 第四十一条の規定により登録検査機関の登録が効力を失つたとき。

九 第四十二条の規定により登録検査機関が第三十三条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めたとき。

十 第四十三条の規定により登録を取り消し、又は製品検査の業務の停止を命じたとき。

十一 第四十六条 登録検査機関以外の者は、その行う業務が製品検査であると人を誤認させないようにするための措置を執るべきことを命ずることができる。

十二 第四十七条 厚生労働大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録検査機関に対し、その業務若しくは経理の状況に關し報告をさせ、又は当該職員に、登録検査機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

十三 第二十八条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第四十八条 乳製品、第十二条の規定により内閣総理大臣が定めた添加物その他製造又は加工の過程において特に衛生上の考慮を必要とする食品又は添加物であつて政令で定めるものの製造又は添加を行ふ営業者は、その製造又は加工を衛生的に管理させるため、その施設ごとに、専任の食品衛生管理者を置かなければならぬ。ただし、営業者が自ら食品衛生管理者となつて管理する施設については、この限りでない。

営業者が、前項の規定により食品衛生管理者

當業者が製造する場合、食品衛生管理者を置かなければならぬ。製造業又は加工業が二以上以上の施設で行う場合において、その施設が隣接しているときは、食品衛生管理者は、同項の規定にかかるらず、その二以上の施設を通じて一人で足りる。

理に係る食品又は添加物に関するこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分に係る違反が行われないよう、その食品又は添加物の製造又は加工に従事する者を監督しなければならない。

食品衛生管理者は、前項に定めるもののほか、当該施設においてその管理に係る食品又は添加物に関するこの法律に基づく命令若しくは処分に係る違反の防止及び食品衛生上の危害の発生の防止のため、当該施設における衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項につき、必要な注意をするとともに、営業者に対し必要な意見を述べなければならない。

営業者は、その施設に食品衛生管理者を置いたときは、前項の規定による食品衛生管理者の意見を尊重しなければならない。

ば、食品衛生管理者となることができない。
沙の名号のいすがに該当する者でなければ、
一 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師
二 学校教育法（昭和二十一年法律第二十六
号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令
第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門
学校（明治三十六年勅令第六十一号）に基づ
く専門学校において医学、歯学、薬学、獣医
学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修
めて卒業した者（当該課程を修めて同法に基
づく専門職大学の前期課程を修了した者を含
む。）

第五十一条

當業者（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第六条第一項に規定する食鳥処理業者を除く。）は、前項の規定により基準が定められたときは、これを遵守しなければならない。

第五十一条 厚生労働大臣は、當業（器具又は容器包装を製造する當業及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二条第五号に規定する食鳥処理の事業（第五十四条及び第五十七条第一項において「食鳥処理の事業」という。）を除く。）の施設の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置（以下この条において「公衆衛生上必要な措置」という。）について、厚生労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。

第四十九條

政令で、受講科目その他同項第三号の養成施設又は同項第四号の講習会の課程に関して必要な事項は厚生労働省令で定める。

第五十条 厚生労働大臣は、食品又は添加物の製造又は加工の過程において有毒な又は有害な物質が当該食品又は添加物に混入することを防止するための措置に関し必要な基準を定めることができる。

第五十三

める材質の原材料が使用された器具又は容器包裝を販売し、又は販売の用に供するために製造販売し、若しくは輸入する者は、厚生労働省令で定めるところにより、その取り扱う器具又は容器包裝の販売の相手方に対し、当該取り扱う器具包裝

三
に前二

都道府県知事は、第一項の許可に五年を下らない有効期間その他必要な条件を付けることができる。

五十九条から

宋 都道府縣

示は、公衆衛生に与える影響

一 施設の内外の清潔保持、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理に関する事。

又は容器包装が次の各号のいずれかに該当する旨を説明しなければならない。

識見を有する者のうちから、食品衛生推進員を委嘱することができる。

食品衛生推進員は、飲食店業者の施設の衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項について、都道府県等の施策に協力して、食品等事業者からの相談に応じ、及びこれらの者に対する助言その他の活動を行う。

第十五条から第十八条まで、第二十五条第一項、第二十八条から第三十条まで、第五十一条、第五十四条、第五十七条及び第五十九条から第六十一条までの規定は、営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する場合に、これを準用する。

第六十九条 厚生労働大臣、内閣総理大臣及び都道府県知事は、食品衛生上の危害の発生を防止するため、この法律又はこの法律に基づく处分に違反した者の名称等を公表し、食品衛生上の危害の状況を明らかにするよう努めるものとする。

第七十条 厚生労働大臣は、次に掲げる行為をしようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食品衛生上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ広く国民の意見を求めるいとまがないときは、この限りでない。

二項において準用する場合を含む。) に規定する基準又は規格を定めること。

三 第十三条第三項に規定する人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質又は人の健康を損なうおそれのない量を定めること。

四 第十八条第一項(第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。)に規定する基準又は規格を定めること。

五 第十八条第三項ただし書に規定する人の健康を損なうおそれのない量を定めること。

六 第十九条第一項(第六十八条第一項において準用する場合を含む。)に規定する表示についての基準を定めること。

都道府県知事等は、第二十四条第一項に規定する都道府県等食品衛生監視指導計画を定め、又は変更しようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く住民の意見を求めるものとする。

厚生労働大臣又は内閣総理大臣は、第一項ただし書又は第二項ただし書の場合においては、事後において、遅滞なく、広く国民の意見を求めるものとする。

は、厚生労働大臣に対し、第七十条第一項各号に掲げる行為をすることを求めることができる。

第七十三条 厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、第八条第二項及び第六十三条第五項の規定による報告の内容その他の必要な情報の交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

第七十四条及び第七十五条 削除

第七十六条 第四十八条第八項、第五十五条、第五十六条第二項（第五十七条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）、第五十七条第一項、第五十八条、第五十九条、第六十条第一項、第六十一条及び第六十九条中「都道府県知事」とあるのは、保健所を設置する市又は特別区にあつては、「市長」又は「区長」とする。ただし、政令で定める営業に関する政令で定める処分については、この限りでない。

第七十七条 前条本文に規定するもののほか、この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四

に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、同法第一百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、厚生労働大臣に対して再々審査請求をることができる。

二 第六条第二号ただし書（第六十九条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）に規定する人の健康を損なうおそれがない場合を定めること。

三 第七十一条第一項から第三項までの規定により販売を禁止し、又は同条第四項の規定により禁止の全部若しくは一部を解除すること。

四 第二十一条第一項、第五十一条第一項、第五十二条第一項又は第五十四条の厚生労働省令を制定し、又は改廃すること。

五 第二十三条第一項に規定する輸入食品監視指導計画を定め、又は変更すること。

五 第五十条第一項に規定する基準を定めること。

内閣総理大臣は、次に掲げる行為をしようとするときは、その趣旨、内容その他の必要な事項を公表し、広く国民の意見を求めるものとする。ただし、食品安全上の危害の発生を防止するため緊急を要する場合で、あらかじめ広く国民の意見を求めるいとまがないときは、この限りない。

一 第十二条に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めること。

二 第十三条第一項（第六十九条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）に規定する人の健康を損なうおそれがない場合を定めること。

第一項及び前項の規定は、厚生労働大臣及び都道府県知事等は、食品衛生に関する施策に国民又は住民の意見を反映し、関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るため、当該施策の実施状況を公表するとともに、当該施策について広く国民又は住民の意見を求めなければならない。

第七十二条 厚生労働大臣は、第七十条第一項各号に掲げる行為をしてようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

内閣総理大臣は、第七十条第二項各号に掲げる行為をしてようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、第七十条第二項各号に掲げる行為をすることを求めることができる。

九第一項の指定都市（以下「指定都市」といいう。）及び同法第一百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に適用する規定として指定都市等に適用があるものとする。

第七十八条 この法律の規定により地方公共団体行う処分（地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（次項及び次条において「第一号法定受託事務」という。）に係るるものに限る。）についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣（第五十九条第二項（第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による处分に係るものについては、内閣総理大臣。次項において同じ。）に対して再審査請求をすることができる。地方公共団体の長がこの法律の規定により処理することとされた事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はそつ管する文機団体に属する者

八 メチールアルコホル(木精)取締規則(明治四十五年内務省令第八号)

九 有害性著色料取締規則(明治三十三年内務省令第十七号)

十 飲食物防腐剤、漂白剤取締規則(昭和三年内務省令第二十二号)

十一 飲食物用器具取締規則(明治三十三年内務省令第五十号)

第三条 この法律の施行の際現に前条の規定による廢止前の飲食物その他の物品取締に関する法律に基づく命令の規定による営業の許可を受けて当該営業を営んでいる者は、当該営業が第五十二条第一項の規定により許可を必要とする営業である場合においては、これを同項の規定による許可を受けた者とみなす。

第五十二条第三項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

附 則 (昭和二十四年五月三日法律第一五四号)

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附 則 (昭和二十四年五月三日法律第一六八号) 抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二十五年三月一八日法律第六号)

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

附 則 (昭和二六年六月一日法律第一七八号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二七年七月三一日法律第二四八号)

この法律は、公布の日から施行する。

1 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
(食品衛生法の一部改正に伴う経過措置)

2 この法律施行前に、食品につき、改正前の食品衛生法第十三条(特別の用途に適する旨の標示の許可)の規定によりされた許可是第十二条(第一項(特殊栄養食品の標示の許可))の規定によりされた許可とみなし、又改正前の食品衛生法第十三条の規定による許可に基いてされている標示は、第十二条第四項(特殊栄養食品の標示事項)の規定による標示とみなす。

附 則 (昭和二八年八月一日法律第一三号)

この法律は、公布の日から施行する。但し、第五条の改正規定は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。

附則（昭和二八年八月一日法律第二一三号）抄

1 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。

2 この法律施行前從前の法令の規定によりなされた許可、認可その他の処分又は申請、届出その他手続は、それぞれ改正後の相當規定に基いてなされた処分又は手續とみなす。

附則（昭和三年六月一二日法律第一四八号）抄

1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第二百四十七号）の施行の日から施行する。

2 この法律の施行の際海区漁業調整委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者の兼業禁止及びこの法律の施行に伴う都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は指定都市の市長若しくは委員会その他の機関への引継に關し必要な経過措置は、それぞれ地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第二百四十七号）附則第四項及び第九項から第十五項までに定めるところによる。

附則（昭和三年六月一五日法律第一四五号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、目次及び第十三条の改正規定は、昭和三十四年四月一日から施行する。

附則（昭和三五年八月一〇日法律第一七五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和三七年九月一五日法律第一六一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。

7 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する期間は、この法律の施行の日から起算する。この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和四七年六月三〇日法律第一〇八号抄）

○八号抄

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

2 改正前の第十四条第一項の規定により行なわれた検査は、改正後の同項の規定により行なわれた検査とみなす。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二年六月二九日法律第七〇号）

（施行期日）

届出食肉販売業者についての届出に係る部分に
限る。)を除く。)、第二十五条、第二十六条第
三項、第三十二条、第三十五条、第四十一条第
一項及び第二項、第四十二条、第四十五条第三
号及び第四号、第四十六条第三号から第六号ま
で、第五十条第二号並びに附則第三条(食品衛
生法第五条の改正規定に限る。)の規定は平成
四年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第四条 この法律の施行前にした行為及び附則第
二条第一項の規定により從前の例によるものと
される場合におけるこの法律の施行後にした行
為に対する罰則の適用については、なお從前の
例による。

該營業を譲り受けた者については、適用しない。
都道府県知事は、当分の間、新食品衛生法第五十六条第一項（新食品衛生法第五十七条第二項（新食品衛生法第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）及び第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定により許可營業者又は届出營業者の地位を承継した者（營業の譲渡により当該地位を承継した者に限る。）の業務の状況について、当該地位が承継された日から起算して六月を経過するまでの間ににおいて、少なくとも一回調査しなければならない。

（罰則に関する経過措置）

第十一条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十二条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

別表	(第三十三条関係)	査定化理学的検査					
一 イザ ー	二 ガスコ ホモジ ナ	三 超低温槽 純水製造	四 超低溫槽 純水製造	五 超低溫槽 乾熱滅菌	六 光学顯微 鏡	七 高圧滅菌 ふ卵器	八 機器
一 遠心分離	二 遠心分離	三 遠心分離	四 遠心分離	五 遠心分離	六 遠心分離	七 遠心分離	八 遠心分離
名	名	名	名	名	名	名	名

査検るい用を物動								査検的学菌細							
一 イザ ー	二 ガスコ ホモジ ナ	三 超低温槽 純水製造	四 超低溫槽 純水製造	五 超低溫槽 乾熱滅菌	六 光学顯微 鏡	七 高圧滅菌 ふ卵器	八 機器	一 イザ ー	二 ガスコ ホモジ ナ	三 超低温槽 乾熱滅菌	四 光学顯微 鏡	五 高圧滅菌 ふ卵器	六 機器	七 機器	八 高速液体クロマトグラフ
一 遠心分離	二 遠心分離	三 遠心分離	四 遠心分離	五 遠心分離	六 遠心分離	七 遠心分離	八 遠心分離	一 遠心分離	二 遠心分離	三 遠心分離	四 遠心分離	五 遠心分離	六 遠心分離	七 遠心分離	八 遠心分離
名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名
名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名

検査の業務に従事した経験を有する者であること。
二 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において生物学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、三年以上動物を用いる検査の業務に従事した経験を有する者であることを。
三 前二号に掲げる者と同一の知識経験を有する者であること。